

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに  
ついて通知がありました。

平成二十一年四月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（宮内庁書陵部地形図修正業務に伴う基準点測量ほか）
- 二 測量の地域 吉野郡吉野町地内
- 三 測量の終了年月日 平成二十一年三月三十一日